四　二酸化炭素の濃度にあっては、一年に一回以上、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、次のとおり測定すること。

イ　測定の方法は、次のいずれかの方法とする。

(1)　測定しようとする法第二条第一項に規定する二酸化炭素における不純物（水素、窒素、酸素、炭化水素、一酸化炭素及び特定不純物（水素、窒素、酸素、炭化水素及び一酸化炭素以外の物質であって、同項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度の算定のために測定が必要なものをいう。以下この(1)において同じ。）をいう。以下この(1)において同じ。）の濃度を次の(i)から(iii)までに適合するように測定した上で、当該法第二条第一項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度を次の式により算定する方法

C＝100－（Ah＋An＋Ao＋Ac＋Am＋Aq）

この式においてC、Ah、An、Ao、Ac、Am及びAqは、それぞれ次の値を表すものとする。

C　二酸化炭素の濃度（単位　体積百分率）

Ah　測定された水素の濃度（単位　体積百分率）

An　測定された窒素の濃度（単位　体積百分率）

Ao　測定された酸素の濃度（単位　体積百分率）

Ac　測定された炭化水素の濃度（単位　体積百分率）

Am　測定された一酸化炭素の濃度（単位　体積百分率）

Aq　測定された特定不純物の濃度（単位　体積百分率）

なお、算定する二酸化炭素の濃度は、乾きガス中の濃度とし、その算定に当たっては、日本産業規格K〇二二五の十一に定める方法又はこれと同等の精度を有する方法により測定した水分の値を用いることとする。

(i)　不純物の濃度の測定は、日本産業規格K〇一一四の四に定めるガスクロマトグラフ分析法により行う。

(ii)　(i)の測定を行うに当たっては、次表の上欄に掲げる不純物の区分ごとに、同表下欄に掲げる装置及びその操作の方法並びに定量法を用いることとする。

区　分	装置及びその操作の方法並びに定量法
炭化水素及び一酸化炭素以外の不純物	1　日本産業規格K一一〇六の四・三・一(4)及び(6)(a)に定める装置並びに日本産業規格K〇一一四の九・三に定める操作の方法（ただし、分析条件については日本産業規格K一一〇六の四・三・一(6)(b)に定める分析条件を用いることとする。） 2　日本産業規格K〇一一四に適合するもので、1に掲げるものと同等の精度を有するもの
炭化水素	1　日本産業規格K〇二二五の九に定める装置及びその操作の方法並びに定量法 2　日本産業規格K〇一一四に適合するもので、1に掲げるものと同等の精度を有するもの
一酸化炭素	1　日本産業規格K〇二二五の七・一に定める装置及びその操作の方法並びに定量法 2　日本産業規格K〇一一四に適合するもので、1に掲げるものと同等の精度を有するもの

(iii)　(i)の測定に用いる校正用ガスは、ヘリウムの濃度が体積百分率九十九・九九九パーセント以上のガス、日本産業規格K〇五一二に定める水素標準ガス、日本産業規格K一一〇一に定める酸素標準ガス、日本産業規格K一一〇七の表に規定する窒素、高純度炭化水素、高純度一酸化炭素及び高純度特定不純物を質量比混合法により調製したものとする。

(2)　(1)に掲げる方法と同等の精度を有する方法

ロ　イに掲げる方法に関する事項で、この省令に定めのないものについては、日本産業規格K〇一一四の定めるところによる。

3　法第八十一条の規定による流量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一　流量の測定の結果については、流量計の記録方法によること。

二　圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。

三　温度の測定の結果については、温度計の記録方法によること。

四　二酸化炭素の濃度の測定の結果については、様式第六十五によること。

4　前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

（特定導管輸送事業約款において定めるべき事項）

第九十七条　法第八十二条第一項の特定導管輸送事業約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　適用範囲

二　料金の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

三　導管輸送工作物その他の設備に関する費用の負担に関する事項

四　前二号に掲げるもののほか、二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者が負担すべきものがある場合にあっては、その内容

五　二酸化炭素の受入量の計測方法及び料金その他の二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者が負担すべきものの徴収の方法

六　輸送を行うことができる二酸化炭素の特性その他の二酸化炭素の輸送に係る受入条件に関する事項

七　導管輸送工作物その他の設備に関する特定導管輸送事業者（法第八十二条第一項に規定する特定導管輸送事業者をいう。第十号において同じ。）及び二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の保安上の責任に関する事項

八　二酸化炭素の輸送に係る受入れの制限又は停止並びに解除に関する事項

九　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、二酸化炭素の輸送に係る条件又は特定導管輸送事業者及び二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

十一　有効期間を定める場合にあっては、その期間

十二　実施期日

（特定導管輸送事業約款の届出等）

第九十八条　法第八十二条第一項の規定による特定導管輸送事業約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第六十六による届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

二　二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書